

指 示

令和7年10月14日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
石破 茂

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和6年10月25日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 千葉県千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 千葉県流山市、八千代市、我孫子市及び白井市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、勝浦市、大多喜町、茂原市、長柄町及び長南町において捕獲された、又は貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。

(参考)

指 示

令和6年10月25日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
石破 茂

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和6年7月23日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 千葉県千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。
2. 千葉県流山市、八千代市、我孫子市及び白井市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。以下本項において同じ。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める管理計画に基づき管理されるしいたけについては、この限りではない。

4. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、勝浦市及び大多喜町において捕獲された、又は貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。